

平成28年12月16日

## 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- |  |    |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うち石油温風暖房機（開放式）1件）   | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>（うち車いす1件、エアコン1件、電気ケトル1件）                          | 3件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うち携帯電話機（スマートフォン）1件、電気ミニマット1件、<br>電子レンジ1件） | 3件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）<br>において、審議を予定している案件<br>該当案件無し                           |    |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会  
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

### 5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

（管理番号：A201500837を除く。）

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

#### 【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：柳川、平野、清重

電 話：03-3507-9204（直通）

F A X：03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201600520	平成28年12月5日	平成28年12月14日	石油温風暖房機 (開放式)	GT-2511	株式会社コロナ	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	岐阜県	製造から30年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201500837	平成28年2月28日	平成28年3月10日	車いす	AR-911S	株式会社松永製作所 (輸入事業者)	重傷 1名	病院で使用者(90歳代)が当該製品に乗車中、落下物を拾おうとして、転倒し、負傷した。調査の結果、当該製品に乗った使用者が落下物を拾おうとした際、バランスを崩して転倒したものと推定される。また、経緯は不明であるが誤った位置に車軸が取り付けられ、座面位置が変更されていたところ、取扱説明書や本体の注意表示に「座面高さ変更のために車軸位置を変える際は専門の販売店に相談する」旨が記載されておらず、販売店への周知が徹底されていなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。	東京都	平成28年3月15日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201600521	平成28年12月7日	平成28年12月14日	エアコン	GSH-B226G	株式会社コロナ	火災	工場の休憩室で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から10年以上経過した製品
A201600522	平成28年11月6日	平成28年12月14日	電気ケトル	PCI-A100	タイガー魔法瓶株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品でお湯を沸かした後、お湯を注ぐ際、蓋が外れ、左手首に火傷を負った。現在、原因を調査中。	山口県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年12月8日

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201600517	平成28年10月25日	平成28年12月12日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	茨城県	平成28年12月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年11月30日
A201600518	平成28年11月5日	平成28年12月12日	電気ミニマツ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年12月3日
A201600519	平成28年11月29日	平成28年12月12日	電子レンジ	火災	当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から25年以上経過した製品

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

車いす (管理番号 : A201500837)



エアコン (管理番号 : A201600521)



電気ケトル（管理番号：A201600522）

